

## 無形資産に係る

## 移転価格課税についての一考察

駒 宮 史 博

## 一 はじめに……無形資産に係る移転価格課税上の問題について

二〇世紀は、航空機や電話・コンピューターといったハードの分野で飛躍的な発展を遂げた世紀であったが、こうした通信・交通手段の発達に基づいた取引の国際化・サービス化が現在急速なテンポで進みつつある。

こうした取引の国際化・サービス化は、国際課税の分野でも様々な問題を生み出しているが、中でも、無形資産

に係る国際取引の金額の大きさと取引数の多さ及び米国はじめ諸外国が移転価格課税に対して敏感になっている現状の下において、無形資産取引に係る移転価格課税において各国が合意できる適正な課税方法を早期に確立することが、企業の課税に対する予見可能性を確保すると共に不当な租税回避行為を防止する観点からとりわけ重要になっている。

無形資産取引に対する移転価格課税の観点からの検討が、有形資産取引に係る移転価格課税以上に困難な理由は、無形資産取引の場合には有形資産取引以上に比較可能な独立当事者間取引の発見が困難な点である。すなわち無形資産の価値は、本来的にその独自性に根差しているところから、独立当事者間で行なわれた類似の比較対象取引の存在を前提としている移転価格課税制度に本質的に馴染みにくいと言える。さらに無形資産と一口にいつてもその内容は、ミッキーマウス等のキャラクターから薬品の製造特許、機械の配置等の製造ノウハウ、ソフトウェア、商標とその内容は千差万別であり、その内容の違いに応じて独立当事者間価格の算定方法も当然のこととして異なってくるのである。

こうしたことから無形資産に係る移転価格課税については、従来の有形資産取引に係る移転価格課税に用いられている比較可能な独立当事者間取引価格に着目した方法から離れ、企業の利益率比較による方法が米国から提唱されたことがある。投資家は投資に対して一定の利益を当然期待しており、期待した利益が得られない場合には投資を引き上げるとの経済理論に従えば、比較対象取引の調査対象取引との類似性にさほどこだわることなく、一定の利益を計上することを求める形での独立当事者間価格の算定が可能となるからである。しかし、これは、業種によって収益力に大きな差がある現実を反映しておらず、また同一業種を営む企業間でも収益力に差がある現実も無視

することになり適当でない。

そこで、取引単位での利益配分や利益率に着目した方法が現在主として検討されているが、取引単位の利益（多くは営業利益）は、共通経費部分の各取引への配分を調整することにより、自由に操作することが可能であることから、こうした恣意的な操作を排除した形で独立当事者間価格の算定を行なうことには大きな困難が伴っている。

以上述べたように無形資産取引をめぐる移転価格課税の問題は、現在もより良い方法の確立に向け模索が続いている状態であるといえる。本論文はこうした現状を踏まえ、現在我が国において検討されている無形資産に係る移転価格課税の方法について検討・評価を試みるものである。

## 二 無形資産に係る取引の分類と移転価格課税上の問題点

### (一) 無形資産に係る取引の分類

無形資産に係る取引は、大きく無形資産の譲渡と使用に分けられる。無形資産の譲渡とは無形資産の所有権の譲渡であるが、無形資産の場合には引渡すべき有形物が存在するわけではないので具体的な内容としては、無形資産の使用許諾権が中心となる。無形資産の使用とは、無形資産の所有者が無形資産の使用と引き換えに一定の使用料（ロイヤルティ）を徴収する取引で、無形資産に係る取引の多くがこの取引である。この他に、両者の折衷取引

とでも言うべき取引形態もある。すなわち、特定の地域（例えばアジア地域等）における無形資産の使用許諾権のみを供与するような取引である。

## (二) 無形資産の譲渡の場合の独立当事者間価格（ALP）算定上の問題

関連会社間で無形資産の譲渡が行なわれた場合に、譲渡価格がALPであるか否かを移転価格課税の観点から検討する際の問題として下記のものあげられる。

### ① 比較可能取引の発見の困難性

(i) 無形資産の価値は他のものと違うこと、すなわちそのユニークさに基づいていることから、そもそも類似の資産を見出すことが困難であるばかりでなく、仮に機能が類似している無形資産の取引があったとしても機能が類似しているからといって直ちに資産価値が等しいとは言えず機能の質的な評価が必要となることから、比較可能であること（すなわちALP算定上の根拠として用いることのできること）の立証が困難なことである。

(ii) 無形資産は開発した企業が保有しつづけるのが通常であり、譲渡する場合には企業買収や事業部門の売買に伴う場合のように他の事業用資産と一括してなされることが多く、無形資産の所有権を単独で譲渡することは希である。事業部門の譲渡に伴う場合には無形資産の評価価格は譲渡対象となつていない事業部門全体の評価に含まれていることから、こうした取引例を参考に類似の無形資産単独の譲渡価格を推計することは困難である。

## ② 経営戦略と移転価格課税との調和をどのような形で図るか

企業にとって価格は経営戦略の上で最も重要な要素であり、様々な要素を考慮して決定されることから調査対象となつている単一の取引からのみでは価格の適正さを判定できない場合も多い。

例えば、最近、コンピュータゲーム業界では、自社製ソフトの将来の売上げを確保するためにハードの新製品を開発コストを割り込むような価格で販売している例があると聞く。ゲームソフトは特定のゲーム機でしか稼動しないことからゲーム機の販売がその後のゲームソフトの売れ行きに大きな影響を持つからである。仮にゲームソフトの価格にゲーム機の赤字分を補填するような利益率が上乘せされると、そのような調整が行なわれていない他の企業のゲームソフトの価格と単純に比較するわけにはいかない。そのためALPの算定上何らかの調整を行なうとした場合に個々のゲームソフトに割り振られるべき調整額の算定は極めて困難である。

このように、複数の取引が一体となつた経営戦略に基づいて価格決定が行なわれるような取引事例が独立当事者間でも増えてくると、個別の取引のみで価格の合理性を判断することがますます困難となつてくる。

## (二) 無形資産の使用に対するロイヤルティ料に係るALP算定上の問題

ロイヤルティに係るALPの算定にあたっては以下の点が問題となる。

① そもそも、実質においてロイヤルティーの支払であると考えられる取引が必ずしも企業会計上「使用料」等の勘定科目で処理されているとは限らない。すなわち商品や製品の販売や仕入価格の中に全部または一部が織り込まれているケースも多い。こうした会計処理は企業が意識的に行っている場合もあれば、取引条件を決定する過程で結果的にそのような処理になった場合もある。従って無形資産の使用の対価の価額の適否を検討する際には、使用料勘定に計上されている価額のみをチェックするのでは不十分であり、当該取引に関連する勘定全般にわたって検討した上で、実質的にロイヤルティーを構成していると考えられる価額を抽出する必要があるが、これは予想以上に困難な作業である。

② ロイヤルティーと一口に言ってもその内容は業種や業態により大きく異なっていることから、ロイヤルティー一般に適用可能なALPの算定方法というものを理論により演繹的に決定することは不可能である。従って、実務上、業種・業態毎にケースを一つ一つ検討し、基本となるべき方法を帰納的に求める一方、ロイヤルティーの多様性に配慮し、取引の内容によっては同一の業種であっても異なる方法を適用する余地を残しておく等、柔軟な対応が常に求められる。

### 三 無形資産の譲渡の場合の譲渡価格に係るA L Pの算定方法について

#### (一) 研究開発コストを基準とした算定方法（コストアプローチ）

企業が自ら開発した無形資産を他人に譲渡する場合、最初に考えることは投下資本を回収することである。言い換えれば投下資本に一定の利益を上乗せした価格が適正な譲渡価格として考えられる。

この方法は、従来の三つの算定方法の中のコストプラス法に準ずる方法であり、確定した数値である過去の投下資本額を基準としていることから、推計の余地がその分少なく堅実な方法であるが、問題は研究開発コストの多寡と当該無形固定資産の市場価値とは必ずしも相関しないことである。言い換えれば、多額の開発投資をしたにもかかわらず市場価値がささない無形資産もあれば、その逆に少ない開発費用で市場価値の高い無形資産を生み出している例も多いことである。さらには、研究開発コストの範囲をどこまでにするかも問題となる。具体的には、共通経費のうちどこまでを開発コストに取り込むか、あるいは開発に失敗した投資の損失額のうちどこまでを当該無形資産に係る開発コストの中に取り込むかが問題となる。<sup>(1)</sup>

## (二) 予想収益に基づく算定方法（インカムアプローチ）

無形資産の価値は、つまるところそれを使用することによって生み出される超過収益の額によって決定されるとの考えに基づき、当該無形資産の適正な価値を算出しようとする方法である。具体的には、当該無形資産の使用によって将来生み出されると予想される超過収益の額を推計し、それを収益還元率で割り戻したり将来の予想超過収益のキャッシュフロー総額を現在価値に引き直すことにより求められる。

この方法は理論的ではあるが、実際の適用にあたっては算定の基となる将来の超過収益の額が推計値であるという問題がある。すなわち、推計のやり方によって大きく評価額が左右されるのみならず、仮に予想収益額と実際の収益額が大きく異なった場合に事後的に評価額の修正を行なうか否かも問題となる。<sup>(2)</sup>

## (三) 類似の機能をもつ無形資産の複数の独立当事者間売買価格事例との比較による算定

### 方法（マーケットアプローチ）

類似の機能をもつ無形資産の取引が独立当事者間で行なわれている事例が存在する場合には、独立価格比準法（CUP法）に準ずる方法として、独立当事者間の複数の売買事例における価格との比較・調整によってALPの算定を行なうことが考えられる。

この方法は、ALPの算定方法として理論的に優れているが、無形資産の譲渡取引の場合には、前述したように

類似の独立当事者間取引そのものが存在しないケースが多く、仮に存在しても比較可能性の論証が困難な場合が多い。

#### 四 ロイヤルティーに係るALPの算定方法について

##### (一) ロイヤルティーの算定に係る三つのアプローチ

ロイヤルティーの算定においても、譲渡の場合と同様、マーケットアプローチ、コストアプローチ、インカムアプローチの3つの方法が考えられるが、各々の方法の評価は、譲渡の場合とは異なっている。

##### ① 業種毎の相場をベースにする方法（マーケットアプローチ）

譲渡の場合と異なり使用の場合には、無形資産の種類によってキャラクター使用料、ホテルの経営ノウハウ使用料等のように一定の算出方法や相場が形成されている場合がある。このような場合には各々の業界において通常採用されている算定方法と料率の相場を見出し、それを適用する方法が考えられる。これはCUP法に準ずる方法であり、理論的に優れている反面、実際の適用に際しては、算定方法に類似性が認められても適用されている料率については上下相当の開きがありALPの特定に困難を伴う場合も多い。

## ② 再開発投資額をベースにする方法（コストアプローチ）

これは独立した企業間において無形資産の使用契約を締結するに際しては、ロイヤルティーの支払いを行なう企業は、新たに開発投資を行なって同様の無形資産を開発すると契約相手を持つ既存の無形資産をロイヤルティーを支払って使用するのでどちらが有利かを考慮するはずであるとの認識に基づき、調査対象となっている無形資産を第三者が改めて開発するとした場合の投資額（過去の投資額を現在価値に置き直した価額）をベースにロイヤルティーの料率を決定する方法である。

この方法は、新たな無形資産の開発リスクが小さく（すなわち一定額の投資を行なえば確実に似たような無形資産を作り出せるという状況にあり）、投資額が具体的・客観的に算定できるような場合には現実的な方法であると考えられる。その反面、同様の無形資産を開発するための新たな開発投資にリスクが伴う場合（すなわち一定額を投資しても特許等に違背しない形で同一の機能をもつ無形資産の開発に成功するとは限らない場合）には適用できないことから、適用できる場合が限られている。

## ③ 無形資産の使用により得られる利益をベースにする方法（インカムアプローチ）

無形資産の価値は、その使用によってもたらされる超過収益の額によって決定されるとの理論に基づく方法である。この方法による場合、ロイヤルティーの支払は、当該無形資産の開発者とその使用者との間での超過収益の利益配分を行なう手段として認識される。具体的には、次の三つの方法がある。

### (i) 超過利益を寄与度に応じて按分する方法

超過収益は親会社による無形資産の開発と子会社による使用（工場、機械、販売等）によりもたらされたと考え、それぞれの寄与度に応じ超過利益を分配する。このうち開発が寄与した割合に応じて親会社に配分されるべき額がロイヤルティーとして支払われるべき金額ということになる。

この方法は、理論的には優れているが、実際の適用に際しては予想超過利益の算定をどのように行なうかが問題となり、また算定された予想超過利益の額が実際の利益の額と異なっていた場合の取扱いが問題となる。さらに機能分析等を行っても客観的な寄与度の算定が困難な場合が多い。

(iii) 無形資産の開発による寄与度とその他の寄与度を単純な比率にして無形資産の使用により得られた利益を按分する方法

(i)では寄与度を機能分析等により算出することとしていたが、それでは寄与度の算出に困難が伴うことが多いことから、例えば、利益は、資本と経営と特許の使用の三者が同等に寄与した結果得られたものとして割り切つて考え、純益の三分の一相当額をロイヤルティーとして支払うべきとする方法である。

大胆な割りきりを行なう結果移転価格課税の適用が容易となる反面、無形資産取引毎に存在する特殊な事情が考慮されず、妥当性に欠ける場合が多い。

(iii) 利益を二段階に分けて配分する方法（残存利益配分法）

これは、無形資産の使用により得られた利益総額のうち、無形資産を使用しない企業が通常得るであろう利潤額（市場における平均マージン率等を用いて計算）をまず各々関連会社間に配分した後の残存利益が無形資産の使用による純然たる超過収益額とみなして、当該残存利益を寄与度（例えば当該無形資産の開発・維持・増価のため

支出した費用の割合）に応じて配分する方法である。

この方法は、超過利益を寄与度に応じて配分する方法の一類型であり、平均マージン率等を用いて超過利益を求めるところに特徴がある。はじめに無形資産を用いない場合の利潤相当額を予め配分してあるので、その後の超過利益相当額を寄与度に応じて配分する際の寄与度の判定にあたっては、無形資産に関連して支出したより直接的な経費等の割合に基づくことが可能となり、執行が比較的容易である。その反面、無形資産を使用しなかった場合の各関連会社の平均マージン率の算定方法の信頼性が問題となる。

## （二）上記の方法を適用する際の留意点

① 上記の方法はいずれも一長一短があることから、一般的にどの方法が最も優れていると結論づけることはできず、事案毎の内容を考慮してケース・バイ・ケースでどの方法を用いるかを判断せざるを得ない。

② 米国では、ロイヤルティー契約に関する情報提供を専門とするコンサルタントが存在すると聞いており、米国の企業はこうしたコンサルタントを通じてロイヤルティーの料率の相場を知ることが可能だが、日本にはそうしたコンサルタントは存在していない。あえていえば弁理士で幾つかの業界に詳しい人がいるかもしれない程度である。

また日本でも、産業分野別に技術導入契約の実施料が統計的に示された発明協会編の「実施料率」等があるが、

個々の取引についての特殊事情をどういう形で取り入れるのが妥当かについての情報までは得られず限界がある。

## 五 無形資産に係る移転価格課税についての考察

(一) 租税特別措置法六六条の四は、移転価格課税の方法として、独立価格比準法、再販売価格基準法、原価基準法、これら三法に準ずる方法、利益分割法を規定しているが、無形資産は、そもそも他に同種同等の資産が存在していないところに価値の本源があることを考慮すると、比較可能な同種同等の取引の存在を前提とした伝統的な三法を直接適用することは困難である。従って、無形資産取引に係る移転価格課税は、三法に準ずる方法か利益分割法によらざるをえないと考えられる。

(二) 基本的には、移転価格課税に際しては、類似の機能を有していると認められる無形資産の譲渡価格やそれに係るロイヤルティーの独立当事者間の取引事例をできるだけ多く集め、価格形成に影響を与えている要因の分析結果に基づいてALPを算定する努力が行なわれるべきである。

価格形成に影響を与えている要因は業種により様々であり、キャラクターの使用料のように売り上げの一定割合をロイヤルティーとして支払うといった単純なものから、製造特許の使用料のように、開発コスト、予想収益、将来に向けての戦略等が複合的に入り交じったものまで様々である。

(三) 重要なことは、無形資産に係る移転価格課税において特に他よりも抜きんで優れた方法が見出せない以上、一

つのアプローチのみで課税額を決定することは危険であり、必ず別のアプローチにより課税額の妥当性について検証してみることが必要であると考えられることである。言い換えれば、複数のアプローチのいずれにおいても妥当な範囲に収まる場合においてのみ課税が許されるべきである。（例えば、主たるアプローチがマーケットアプローチである場合にはインカムアプローチにより検証する。主たるアプローチがインカムアプローチである場合には、それとは別のコストアプローチ等により検証する等）

(四) 上記の点を踏まえると日本におけるロイヤルティーに係る移転価格課税の手続としては、次のようなものが適当であると考えられる。

第一段階・・「経営管理料」等の勘定科目で計上されている様々な手数料や仕入価格・販売価格などの中に含まれている実質ロイヤルティー相当分を抽出することによって調査対象ロイヤルティー相当額を確定する。

第二段階・・独立当事者間で行なわれた類似のロイヤルティー契約事例の収集を通じた業界における一般的な料率の決定方法と相場の分析（マーケットアプローチ）を行なう。

第三段階・・調査対象取引の特殊事情を考慮するため一定の調整（必要な場合）を行なう。

第四段階・・調整後の関係会社各々の損益状況問題がないかインカムアプローチやコストアプローチを用いて検証する。

第五段階・・これらに問題がないことを確認した上で課税する。

## 六 今後の検討課題

### (一) 様々な方法により使用料に係る移転価格課税が行なわれた場合、所得源泉ルールとの関係をどのように整理すべきか

国際課税における基本的なルールの一つにソースルールがある。すなわち所得の源泉地国が第一次的な課税権を有し、居住地国は第二次的な課税権を有するものとして外国税額控除制度等を適用して二重課税の発生を防止する仕組みになっている。しかしながら移転価格課税においては、所得の帰属のみが問題とされ、当該所得の源泉地が問題とされることは聞いたことがない。これは、移転価格が本支店間取引ではなく関連会社間取引について適用されるものであり、外国法人の事業所得については「PEなければ課税なし」という帰属主義が租税条約に定められている結果、所得源泉の違いが課税に影響を与えるケースが少ないためとも考えられるが、所得の帰属の議論に精力を使い果たす結果、仮に所得の帰属の議論で負けるとしても、関連会社を代理人PEと看做して源泉地国課税を主張してさらに議論を続けるといったことが、移転価格課税における交渉のプロセスの中に組み込まれる余地がなかったためではないかとも考えられる。すなわち移転価格課税の場合には、相互協議の結果に基づく対応的調整により経済的な二重課税の排除が行なわれる結果、外国税額控除制度の適用の前提となるソースルールを検討するまでもないと無意識的に考えられてきたためではないかと考えられる。しかし理論的には、所得の帰属と所得の源泉

は分けて考えるべきであり、今後、本支店間取引と関連者間取引の両方を独立当事者間原則により統一的に処理しようとする場合には、この点について検討する必要があると考えられる。

(二) 使用料に係る第二次調整の問題として、支払使用料に係る源泉徴収課税を行なうべ

きか

現在、我が国においては、対応的調整後、課税所得相当分の送金が行なわれない場合に、資本的取引があったものとみなして配当課税を行なう等の第二次調整は行っていない。しかしこれでは、子会社から親会社へ所得の移転を行なう場合に、配当の形で行えば源泉所得課税が行なわれるのに対して、移転価格の形で行えば万一移転価格税を受けても加算税のみで済み、源泉所得税は免れることから、企業にとっては配当の形で行なうよりも移転価格の形で所得移転を行なう方が有利になる。ただ、いずれにせよ、移転価格課税の対象となった売買取引そのものに関しては源泉徴収課税の問題は生じない。

これに対して、使用料の支払額の多寡が移転価格課税の対象となった場合、相互協議の結果、より多額の使用料の支払いをすべきであったとされた法人の側の政府が対応的調整を行ない法人税の還付を行なう際に、当該増加支払使用料に対する源泉徴収税額相当額を還付額から控除することは認められるか否かが問題となる。また逆に使用料の支払額が多すぎたとして移転価格課税が行なわれた場合、追加徴収税額から既に支払済みの使用料に対する源泉徴収税額が控除されるのか否かが問題となる。

理論的には、上記の両者とも控除を認めないと課税の一貫性が図られないように思うが、今後さらに検討する必要がある。

(三) 無形資産に係る移転価格課税についての企業の予見可能性を確保するための手段として、今後どのような方策が考えられるか

一般に移転価格課税について納税者の予見可能性をいかに確保するかは重要かつ困難な問題であるが、無形資産に関する移転価格課税の場合には、特に困難なものとなる。

個別のかつ確実な方法としては事前確認制度の活用が考えられるが、納税者が自発的に取引を行なう際の指標となるような公開データはないのが現実である。これについては業界団体が会員から情報を集めて整理し会員に提供することが望ましいが、価格の決定方法はトレードシークレットに属するケースも考えられ、こうしたシステムを構築することは容易でない。今後の更なる検討が必要であろう。

(一) 例えば薬の開発の場合に、いくつもの薬の開発研究のうち成功するのは限られていることから、企業は成功した薬の収益によりその他の開発に失敗した薬に投資した分の損失を回収しようと当該開発に成功した薬の開発費用だけからみると明らかに高額な価格をつけることが行なわれる。

(二) 米国ではいわゆるスーパーロイヤルティー条項において事後的な修正を認めている。

## 参考文献

山川博樹 「我が国における移転価格税制の執行——理論と実務」 税務研究会（平成八年）一五〇—一六二頁。